

人	事	労	務	関	連	コ	ラ	ム	【	7	】	厚	生	年	金	保	険	法		
こ	の	法	律	は	、	労	働	者	の	老	齢	・	障	害	・	死	亡	に	つ	
い	て	保	険	給	付	を	行	い	、	労	働	者	と	そ	の	遺	族	の	生	
活	の	安	定	に	寄	与	す	る	事	を	目	的	と	し	ま	す	。	厚	生	
年	金	保	険	の	上	積	み	で	あ	る	、	厚	生	年	金	基	金	の	事	
も	定	め	て	い	ま	す	。	こ	の	厚	生	年	金	は	、	現	在	は	国	
民	年	金	の	上	積	み	に	な	っ	て	い	ま	す	。	会	社	が	保	険	
料	半	額	を	負	担	し	て	い	ま	す	。	又	労	働	者	の	配	偶	者	
は	、	被	扶	養	者	(第	3	号	被	保	険	者)	と	し	て	認	め	
ら	れ	れ	ば	、	自	ら	は	保	険	料	を	支	払	わ	な	く	て	も	国	
民	年	金	の	保	険	料	を	納	め	た	事	に	な	り	ま	す	。	老	齢	
厚	生	年	金	の	額	は	、	被	保	険	者	で	あ	っ	た	全	期	間	の	
平	均	標	準	報	酬	額	の	0	、	5	%	ぐ	ら	い	の	額	に	、	被	
保	険	者	期	間	の	月	数	を	か	け	た	額	と	な	っ	て	い	ま	す	。
で	す	か	ら	、	長	く	勤	め	る	ほ	ど	将	来	の	年	金	額	が	多	
く	な	り	ま	す	。	保	険	の	財	政	を	安	定	さ	せ	る	た	め	等	
の	為	に	、	平	成	2	9	年	度	ま	で	、	毎	年	保	険	料	率	が	
上	が	り	ま	す	。	す	べ	て	の	労	働	者	の	年	金	保	険	の	、	
保	険	料	率	や	保	険	給	付	を	統	一	し	た	方	が	よ	い	と	考	
え	て	い	る	方	も	い	ま	す	。											